

令和6年6月11日

令和6年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

報告第 1 号	継続費繰越計算書について (令和 5 年度美浦村一般会計)
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について (令和 5 年度美浦村一般会計)
報告第 3 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村水道事業会計)
報告第 4 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村下水道事業会計)
報告第 5 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村電気事業会計)
選挙第 1 号	美浦村選挙管理委員会委員の選挙について
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村税条例の一部を改正する条例)
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号))
議案第 8 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 9 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 10 号	美浦村農業委員会委員の任命について

議案第 1 1 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 1 2 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 1 3 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 1 4 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 1 5 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 1 6 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
議案第 1 7 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 1 8 号	美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第 1 9 号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）
議案第 2 1 号	令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 2 号	令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 3 号	令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 4 号	令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 5 号	令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 6 号	令和 6 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第 1 号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 5 年度美浦村一般会計の継続費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年度美浦村一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9 教育費	2 小学校費	美浦村統合小学校建設事業	3,669,798,000	1,467,920,000	0	1,467,920,000	1,333,112,000	134,808,000	134,808,000	134,808,000	0	0	0

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 5 年度美浦村一般会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年度 美浦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	村債	
2 総務費	1 総務管理費	公用車管理費	円 6,998,000	円 6,998,000	円	円	円	円 6,998,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	4,290,000	4,290,000		4,290,000		0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務費	462,000	462,000		462,000		0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費(非課税世帯追加支給分子ども加算)	12,500,000	12,500,000		12,500,000		0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費(非課税世帯追加支給分子ども加算)	4,438,000	4,438,000		4,438,000		0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費(住民税均等割のみ課税世帯)	34,970,000	34,970,000		34,970,000		0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費(住民税均等割のみ課税世帯)	7,193,000	7,193,000		3,241,000		3,952,000
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費(住民税均等割のみ課税世帯子ども加算)	5,000,000	5,000,000		5,000,000		0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費(住民税均等割のみ課税世帯子ども加算)	2,858,000	2,858,000				2,858,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナワクチン接種事業費	1,167,000	1,167,000		1,167,000		0
4 衛生費	3 清掃費	江戸崎地方衛生土木組合負担金(塵芥処理)	66,521,000	66,521,000			59,800,000	6,721,000
9 教育費	2 小学校費	美浦村統合小学校建設事業費	286,000	286,000				286,000
9 教育費	6 保健体育費	学校給食施設管理費	2,849,000	2,849,000				2,849,000
合 計			149,532,000	149,532,000	0	66,068,000	59,800,000	23,664,000

報告第 3 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度美浦村水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

令和 5 年度 美浦村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 配水 施設拡 張費	247,337,000	121,159,000	126,178,000	97,200,000	0	0	28,978,000	0	0	材料の供給不足により資材調達が 難航し、工事が遅延しているため
計			247,337,000	121,159,000	126,178,000	97,200,000	0	0	28,978,000	0	0	

報告第4号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度美浦村下水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和6年6月11日

美浦村長 中 島 栄

令和 5 年度 美浦村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	受益者負担金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 管渠 建設改 良費	412, 120, 000	150, 191, 276	260, 258, 000	120, 900, 000	136, 224, 000	0	3, 134, 000	1, 670, 724	0	資材調達の難航及び隣接工区 との調整のため
		5. 処理 場建設 改良費	115, 613, 000	31, 879, 880	78, 800, 000	38, 000, 000	38, 139, 000	0	2, 661, 000	4, 933, 120	0	材料不足により資材の確保が 難航したため
計			527, 733, 000	182, 071, 156	339, 058, 000	158, 900, 000	174, 363, 000	0	5, 795, 000	6, 603, 844	0	

報告第 5 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度美浦村電気事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 5 年度 美浦村電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 太陽 光発電 設備費	5,101,000	0	4,950,000	0	0	0	4,950,000	151,000	0	電力小売事業からの「発電所 ID」の発行が遅延したため
計			5,101,000	0	4,950,000	0	0	0	4,950,000	151,000	0	

選挙第 1 号

美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、選挙管理委員 4 人、同補充員 4 人の選挙を行うものとする。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村議会議長 下 村 宏

記

当選人

選 挙 管 理 委 員

選 挙 管 理 委 員 補 充 員	補充順位
	1
	2
	3
	4

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年 専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月28日

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例の一部を改正する条例

美浦村税条例（昭和44年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、村長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、村長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の村民税に限り、個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の村民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納

付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の村民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の村民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の村民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があ

- るとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相

当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の村民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分

金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

(4) 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

(5) 令和６年度分の個人の村民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の村民税の特別税額控除)

第７条の８ 令和７年度分の個人の村民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２中第１４項を削り、第１３項を第１４項とし、同条第１２

項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 村長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定す

る期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、同号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定 公布の日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

令和6年美浦村条例第10号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)」に改める。

第5条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)」に改める。

第13条第1項中「第21条」の次に「、第21条の3又は第21条の4」を加え、「同条」を「その減額後」に改め、同条第3項中「当該世帯主」を「当該1項世帯主」に改め、同条第4項中「第5号」を「第8号」に改め、同条第5項中「第1項の賦課期日とみなして」を「同項の賦課期日とみなして」に改める。

第14条第1項中「支払い」を「支払」に、「同条」を「同条第3項」に改める。

第19条中「支払い」を「支払」に改める。

第21条中「22万円」を「24万円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同条第3号中「53万5千円」を「54万5,000円」に改める。

第21条の2中「この条」を「第21条の2」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得

税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」を「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

第21条の3を次のように改める。

（未就学児に係る被保険者均等割額の減額）

第21条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第21条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第3に定める額を減額して得た額とする。

第22条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

第24条第1項第3号イ中「第3条第2項ただし書き」を「第3条第2項ただし書」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（未就学児を除く。）が属する世帯の者

(5) その他特別の事情がある者

第24条第2項ただし書中「ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、これらの期限後においてもこれを提出することができる。」を「ただし、前項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。」に改める。

別表第1中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

別表第1及び別表第2中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

区分	額	
第21条第1号に	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児1人について 4,575円

該当する場合	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 1, 9 2 0 円
第 2 1 条第 2 号に	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 7, 6 2 5 円
該当する場合	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 3, 2 0 0 円
第 2 1 条第 3 号に	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 1 2, 2 0 0 円
該当する場合	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 5, 1 2 0 円
第 2 1 条各号に該当しない場合	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 1 5, 2 5 0 円 未就学児 1 人について 6, 4 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 6 年専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年美浦村条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規

定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「申込」を削り、同条第3項中「申込」及び「当該利用者に係る」を削り、「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援について」の次に「前条第1項の」を加える。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第31号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項

第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号に次のように加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年美浦村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センターという。」）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、同項第2号中「当該管理者」を「管理者」に改め、「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削り、「当該指定居宅介護支援事業所」を「その管理する指定居宅介護支援事業所」に改める。

第7条第2項中「申込」及び「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項に」を「第8項で」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）

を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 5 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条に見出しとして「（設備及び備品等）」を付する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中「とき」を「場合」に改め、同項第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第49条に見出しとして「（設備及び備品等）」を付する。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の5に見出しとして「（設備及び備品等）」を付する。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次

の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 19 第 2 項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 59 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 20 の 3 中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 59 条の 24 第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 30 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 37 第 2 項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 59 条の 30 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 62 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 65 条第 2 項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底

を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」とい

う。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条に見出しとして「（従業者の員数）」を付し、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条に見出しとして「（設備）」を付し、同条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第6

号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第180条に見出しとして「(設備)」を付する。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第201条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「ほか、」を「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対

応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等に

より」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改め、「「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」」を「「第80条に規定する重要事項に関する規程」」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

議案第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和6年 専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号）

令和5年度美浦村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,443,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月29日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		271,642	43,000	314,642
	1 寄附金	271,642	43,000	314,642
19 繰入金		337,894	20,543	358,437
	2 基金繰入金	321,016	20,543	341,559
歳入合計		8,379,728	63,543	8,443,271

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		985,288	63,257	1,048,545
	1 総務管理費	739,874	63,257	803,131
9 教育費		2,257,551	286	2,257,837
	2 小学校費	1,549,101	286	1,549,387
歳 出 合 計		8,379,728	63,543	8,443,271

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	美浦村統合小学校建設事業費	286

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	271,642	43,000	314,642
19 繰入金	337,894	20,543	358,437
歳入合計	8,379,728	63,543	8,443,271

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	985,288	63,257	1,048,545			43,000	20,257
9 教育費	2,257,551	286	2,257,837				286
歳 出 合 計	8,379,728	63,543	8,443,271			43,000	20,543

2 歳 入
(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 指定寄附金	195,042	43,000	238,042
計	271,642	43,000	314,642

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	139,199	20,543	159,742
計	321,016	20,543	341,559

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 指定寄附金	43,000	15 美浦村ふるさと応援寄附金 43,000

1 財政調整基金繰入金	20,543	5 財政調整基金繰入金 20,543

3 歳 出
(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 企画費	208, 859	20, 257	229, 116				20, 257
18 ふるさと応援基金費	180, 001	43, 000	223, 001			43, 000	
計	739, 874	63, 257	803, 131			43, 000	20, 257

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費

1 学校管理費	1, 527, 601	286	1, 527, 887				286
計	1, 549, 101	286	1, 549, 387				286

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	12, 900	7 ふるさと応援寄附金事業費 <i>20, 257</i> 7 報償費 12, 900 2 賞賜金 1 記念品代
11 役務費	1, 065	11 役務費 1, 065 4 手数料 55 公金払い手数料
13 使用料及び賃借料	6, 292	13 使用料及び賃借料 6, 292 1 使用料 10 システム使用料
24 積立金	43, 000	2 ふるさと応援基金費 <i>43, 000</i> 24 積立金 43, 000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

12 委託料	286	8 美浦村統合小学校建設事業費 <i>286</i> 12 委託料 286 5 業務委託料 15 不動産鑑定業務委託料

議案第 8 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 清 原 幹 雄
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 9 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 松 本 博 志
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 10 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 羽 成 浩 之
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 11 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 武 田 誠 一
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 12 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 松 本 慎 也
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 13 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 羽 成 洋 子
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 14 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 松 本 美 智 子
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 15 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字〇〇

氏 名 糸 賀 達 男
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 16 号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）を一部変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）の一部を次のように変更する。

第 11 条第 3 項を削る。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 備考中「3 月 31 日」を「1 月 1 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 17 号

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

総合計画審議会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を加える。

別表第 2 中

「

総合計画審議会委員

」の次に

「

美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員

」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

美浦村税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 11 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例の一部を改正する条例

美浦村税条例（昭和 44 年美浦村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号りを次のように改める。

リ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び第 34 条の 7 第 1 項第 1 号りに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（村民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の美浦村税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 1 号りに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 19 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年美浦村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「児童」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20 人」を「15 人」に改め、「（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 1 項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「児童」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20 人」を「15 人」に改め、「（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第 2 項第 3 号中「児童」の次に「（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基

づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「２０人」を「１５人」に改め、「（法第６条の３第１２項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４８条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第１項中「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」」を「次条において「小規模型事業所内保育事業」」に、「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」」を「以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」」に、「以下この条において」を「次項において」に改め、同条第２項第３号中「児童」の次に「（法第６条の３第１２項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「２０人」を「１５人」に改め、「（法第６条の３第１２項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４９条中「同条第４号」を「、同条第４号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。

議案第 20 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
 大山マリーナ
- 2 指定する団体の名称
 エバークリーン株式会社
- 3 指定の期間
 令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 2 1 号

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美浦村の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 9 , 8 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 8 4 9 , 8 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,042,523	4,063	1,046,586
	2 国庫補助金	116,907	4,063	120,970
16 県支出金		358,848	1,170	360,018
	2 県補助金	112,760	1,170	113,930
19 繰入金		922,845	69,796	992,641
	2 基金繰入金	922,840	69,796	992,636
21 諸収入		138,492	34,828	173,320
	5 雑入	124,018	34,828	158,846
歳入合計		8,740,000	109,857	8,849,857

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,090,313	13,071	1,103,384
	1 総務管理費	841,957	13,071	855,028
3 民生費		1,891,437	1,285	1,892,722
	1 社会福祉費	1,306,838	1,285	1,308,123
4 衛生費		560,665	375	561,040
	1 保健衛生費	207,063	375	207,438
5 農林水産業費		265,578	35,467	301,045
	1 農業費	260,854	35,467	296,321
6 商工費		23,238	3,622	26,860
	1 商工費	23,238	3,622	26,860
7 土木費		564,883	13,519	578,402
	2 道路橋梁費	243,662	13,519	257,181
8 消防費		347,150	6,322	353,472
	1 消防費	347,150	6,322	353,472
9 教育費		3,241,673	36,196	3,277,869
	2 小学校費	2,393,170	33,798	2,426,968
	3 中学校費	45,143	1,408	46,551
	6 保健体育費	324,897	990	325,887
歳 出 合 計		8,740,000	109,857	8,849,857

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 利 用 料	令和 7 年度 ～令和 1 1 年度	548,623
児 童 館 指 定 管 理 委 託 料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	96,870
合 計		1,451,773

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,042,523	4,063	1,046,586
16 県支出金	358,848	1,170	360,018
19 繰入金	922,845	69,796	992,641
21 諸収入	138,492	34,828	173,320
歳入合計	8,740,000	109,857	8,849,857

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,090,313	13,071	1,103,384	3,876			9,195
3 民生費	1,891,437	1,285	1,892,722				1,285
4 衛生費	560,665	375	561,040	187			188
5 農林水産業費	265,578	35,467	301,045	1,170		29,939	4,358
6 商工費	23,238	3,622	26,860				3,622
7 土木費	564,883	13,519	578,402				13,519
8 消防費	347,150	6,322	353,472			4,889	1,433
9 教育費	3,241,673	36,196	3,277,869				36,196
歳 出 合 計	8,740,000	109,857	8,849,857	5,233		34,828	69,796

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	63,282	3,876	67,158
3 衛生費国庫補助金	7,728	187	7,915
計	116,907	4,063	120,970

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	49,569	1,170	50,739
計	112,760	1,170	113,930

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	604,891	69,796	674,687
計	922,840	69,796	992,636

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	4,889	4,890
3 雑入	76,166	29,939	106,105
計	124,018	34,828	158,846

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	3,876	50 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,876
1 保健衛生費補助金	187	5 感染症予防事業費等補助金	187

1 農業費補助金	1,170	120 地域計画策定推進緊急対策事業補助金	1,170

1 財政調整基金繰入金	69,796	5 財政調整基金繰入金	69,796

1 消防団員退職報償金	4,889	5 消防団員退職報償金	4,889
7 雑入	29,939	215 土地改良施設維持管理適正化事業興津地区拠出金	1,314
		216 土地改良施設維持管理適正化事業興津地区事務費	54
		217 土地改良施設維持管理適正化事業交付金	19,710
		218 土地改良施設維持管理適正化事業興津地区超過分負担金	8,861

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	238,128	7,971	246,099	3,876			4,095
2 文書広報費	13,770	2,970	16,740				2,970
5 財産管理費	76,678	724	77,402				724
7 企画費	266,211	1,406	267,617				1,406
計	841,957	13,071	855,028	3,876			9,195

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 老人福祉費	275,780	1,285	277,065				1,285
計	1,306,838	1,285	1,308,123				1,285

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	37,159	375	37,534	187			188
-------	--------	-----	--------	-----	--	--	-----

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	4,095	2 職員給与関係経費（総務管理費） 4,095 3 職員手当等 12 退職手当 4 退職手当特別負担金（一般職）
18 負担金補助及び交付金	3,876	9 社会保障・税番号制度管理費 3,876 18 負担金補助及び交付金 5 負担金 70 社会保障・税番号制度管理負担金
12 委託料	2,970	3 庁用文書等費 2,970 12 委託料 5 業務委託料 10 番号法改正に伴う例規整備支援業務委託料 11 個人情報保護法制度関連対応支援業務委託料
11 役務費	72	2 庁舎管理費 200 17 備品購入費 1 庁用器具費 1 庁用器具費
12 委託料	451	3 公用車管理費 73 11 役務費 6 損害保険料 2 自動車損害共済保険料
17 備品購入費	200	18 負担金補助及び交付金 5 負担金 1 県安全運転管理者協議会
18 負担金補助及び交付金	1	4 管財事務費 451 12 委託料 5 業務委託料 1 雑草除去委託料
14 工事請負費	1,056	2 企画事務費 1,406 14 工事請負費 1 土木工事 1 案内看板設置工事
18 負担金補助及び交付金	350	18 負担金補助及び交付金 10 補助金 25 美浦村公募型補助金

27 繰出金	1,285	7 介護保険特別会計繰出金 1,285 27 繰出金 9 介護保険特別会計繰出金 1 介護保険特別会計繰出金

11 役務費	87	2 予防接種事業費 375 11 役務費 1 通信運搬費
--------	----	---

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2 予防費)							
計	207,063	375	207,438	187			188

(款) 5 農林水産業費				(項) 1 農業費			
3 農業振興費	56,188	2,354	58,542	1,170			1,184
5 農地費	136,066	33,113	169,179			29,939	3,174
計	260,854	35,467	296,321	1,170		29,939	4,358

(款) 6 商工費				(項) 1 商工費			
2 観光費	9,120	3,622	12,742				3,622
計	23,238	3,622	26,860				3,622

(款) 7 土木費				(項) 2 道路橋梁費			
3 道路新設改良費	127,688	13,519	141,207				13,519
計	243,662	13,519	257,181				13,519

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	288	1 郵便料 87 12 委託料 288 5 業務委託料 3 予診票等作成処理委託料

12 委託料	2,354	2 農業振興推進事業費 2,354 12 委託料 2,354 5 業務委託料 5 地域計画策定業務委託料
12 委託料	2,496	2 土地改良振興事業費 33,113 12 委託料 2,496 5 業務委託料 15 土地改良施設維持管理適正化事業実施設計委託料 14 工事請負費 29,249 3 維持補修工事 1 土地改良施設維持管理適正化事業関係工事 18 負担金補助及び交付金 1,368 5 負担金 30 土地改良施設維持管理適正化事業拠出金 1,314 31 土地改良施設維持管理適正化事業事務費 54
14 工事請負費	29,249	
18 負担金補助及び交付金	1,368	

10 需用費	2,405	2 観光振興事業費 3,622 10 需用費 2,405 1 消耗品費 2,055 1 消耗品費 4 印刷製本費 350 1 印刷製本費 12 委託料 825 5 業務委託料 1 直売所イベント委託料 18 負担金補助及び交付金 392 5 負担金 50 10 シン・いばらきメシ総選挙実行委員会負担金 10 補助金 342 1 美浦村観光協会
12 委託料	825	
18 負担金補助及び交付金	392	

21 補償補填及び賠償金	13,519	2 道路新設改良事業費 13,519 21 補償補填及び賠償金 13,519 1 補償金 2 工作物補償

(款) 8 消防費				(項) 1 消防費			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 非常備消防費	320,111	4,889	325,000			4,889	
4 災害対策費	22,626	1,433	24,059				1,433
計	347,150	6,322	353,472			4,889	1,433

(款) 9 教育費				(項) 2 小学校費			
1 学校管理費	2,381,091	33,798	2,414,889				33,798
計	2,393,170	33,798	2,426,968				33,798

(款) 9 教育費				(項) 3 中学校費			
1 学校管理費	32,641	1,408	34,049				1,408
計	45,143	1,408	46,551				1,408

(款) 9 教育費				(項) 6 保健体育費			
3 光と風の丘公園管理費	91,814	990	92,804				990
計	324,897	990	325,887				990

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	4,889	2 消防団運営費 4,889 7 報償費 4,889 1 報償金 1 報奨金
12 委託料	1,433	4 屋外防災行政無線管理費 1,433 12 委託料 1,433 5 業務委託料 7 システム改修委託料

8 旅費	70	7 小学校施設管理費 3,058 12 委託料 3,058 5 業務委託料 15 特定建築物定期調査報告業務委託料
10 需用費	18	11 美浦村統合小学校駐車場等周辺整備事業費 30,740 8 旅費 70 2 普通旅費 1 普通旅費
12 委託料	3,058	10 需用費 18 1 消耗品費 1 消耗品費
13 使用料及び賃借料	14	13 使用料及び賃借料 14 2 賃借料 8 自動車借上料
16 公有財産購入費	30,638	16 公有財産購入費 30,638 1 公有財産購入費 1 土地購入費

12 委託料	1,408	5 中学校施設管理費 1,408 12 委託料 1,408 5 業務委託料 20 特定建築物定期調査報告業務委託料

14 工事請負費	990	2 光と風の丘公園管理費 990 14 工事請負費 990 3 維持補修工事 60 野球場汚水ポンプ及び制御盤改修工事

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,904	20,361	419	20,780	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	12,416	67,815	
	その他の 特 別 職	611	31,358						31,358		31,358	
	計	625	73,142	13,920	18,152			1,904	107,118	12,835	119,953	
補 正 前	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,904	20,361	419	20,780	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	12,416	67,815	
	その他の 特 別 職	611	31,358						31,358		31,358	
	計	625	73,142	13,920	18,152			1,904	107,118	12,835	119,953	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>87</u>) 165	99,773	606,213	420,297	1,126,283	201,557	1,327,840	
補 正 前	(<u>87</u>) 165	99,773	606,213	416,202	1,122,188	201,557	1,323,745	
比 較	(<u> </u>)			4,095	4,095		4,095	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,360	5,262	10,109		22,800	1,074	17,604	144,254	126,244	83,590	
	補 正 前	9,360	5,262	10,109		22,800	1,074	17,604	144,254	126,244	79,495	
	比 較										4,095	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>8</u>) 130		515,534	337,680	853,214	159,055	1,012,269	
補 正 前	(<u>8</u>) 130		515,534	333,585	849,119	159,055	1,008,174	
比 較	(<u> </u>)			4,095	4,095		4,095	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	9,360	5,262	8,560		19,060	1,074	17,604	108,875	96,621	71,264	
	補 正 前	9,360	5,262	8,560		19,060	1,074	17,604	108,875	96,621	67,169	
	比 較										4,095	

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>79</u> 35)	99,773	90,679	82,617	273,069	42,502	315,571	
補 正 前	(<u>79</u> 35)	99,773	90,679	82,617	273,069	42,502	315,571	
比 較	(<u> </u>)							

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,549		3,740			35,379	29,623	12,326	
	補 正 前			1,549		3,740			35,379	29,623	12,326	
	比 較											

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 補正後 138 人 補正前 138 人 増 減 人 採用、退職の状況 採用 人 退職 人 計 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	4, 095	制度改正に伴う増減分		期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分	4, 095	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当 4, 095	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和6年6月1日現在	平均給料月額	322,678	318,900
	平均給与月額	366,361	331,700
	平均年令	41歳 6月	54歳 3月
令和6年1月1日現在	平均給料月額	326,431	318,900
	平均給与月額	362,638	331,700
	平均年令	41歳 6月	53歳 10月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	166,600	164,000	166,600	164,000
大 学 卒	196,200	-	196,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和6年6月1日現在	7	() 4	() 3.3%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.6%	3	()	()
	5	() 21	() 17.1%	2	()	()
	4	() 25	() 20.3%	1	()	()
	3	() 24	() 19.5%			
	2	() 24	() 19.5%			
	1	() 7	() 5.7%			
	計	() 123	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和6年1月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 18	() 14.5%	3	()	()
	5	() 21	() 16.9%	2	()	()
	4	() 27	() 21.8%	1	()	()
	3	() 25	() 20.2%			
	2	() 22	() 17.7%			
	1	() 7	() 5.7%			
	計	() 124	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、社会福祉士、司書、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任社会福祉士、主任司書、幼稚園の主任教諭	係長、主査	課長補佐、室長補佐、局長補佐、保育所の副所長、幼稚園の教頭	課長、局長、室長、保育所長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等（以下「用務手等」という。） 調理師 自動車運転手	用務手等 調理師 自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	技能労務職
補 正 後	職員数（Ａ）（人）		126	123	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補 正 前	職員数（Ａ）（人）		127	124	3
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（Ｂ）／（Ａ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)		
補 正 後	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	
国 の 制 度	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.35}{4.50}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. そ の 他 の 手 当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 22 号

令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 880 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,659,880 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	880	881
	1 国庫補助金	1	880	881
歳入合計		1,659,000	880	1,659,880

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		49,149	880	50,029
	1 総務管理費	45,781	880	46,661
歳 出 合 計		1,659,000	880	1,659,880

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度～令和11年度	19,109
合 計		19,109

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1	880	881
歳入合計	1,659,000	880	1,659,880

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	49,149	880	50,029	880			
歳 出 合 計	1,659,000	880	1,659,880	880			

2 歳 入
(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	0	880	880
計	1	880	881

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	880	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 880

3 歳 出
(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	44,989	880	45,869	880			
計	45,781	880	46,661	880			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	880	2 国民健康保険事務費 880 12 委託料 880 5 業務委託料 30 社会保障・税番号制度システム整備事業委託料

議案第 23 号

令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,285 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,473,285 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
7 繰入金		263,027	1,285	264,312
	1 一般会計繰入金	239,827	1,285	241,112
保険事業勘定歳入合計		1,466,500	1,285	1,467,785
歳 入 合 計		1,472,000	1,285	1,473,285

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
1 総務費		36,021	1,285	37,306
	1 総務管理費	27,977	1,285	29,262
保険事業勘定歳出合計		1,466,500	1,285	1,467,785
歳 出 合 計		1,472,000	1,285	1,473,285

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度～令和11年度	12,834
合 計		12,834

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	263,027	1,285	264,312
歳入合計	1,466,500	1,285	1,467,785

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	36,021	1,285	37,306			1,285	
歳 出 合 計	1,466,500	1,285	1,467,785			1,285	

2 歳 入
(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 その他一般会計繰入金	46,177	1,285	47,462
計	239,827	1,285	241,112

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費等繰入金	1,285	1 職員給与費等繰入金 1,285

3 歳 出
(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	27,977	1,285	29,262			1,285	
計	27,977	1,285	29,262			1,285	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,005	2 介護保険事務費 1,285 1 報酬 1,005 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
3 職員手当等	233	3 職員手当等 233 9 期末手当 134 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
8 旅費	47	10 勤勉手当 99 5 勤勉手当（会計年度任用職パートタイム） 8 旅費 47 1 費用弁償 1 費用弁償

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	25	1,689						1,689		1,689	
	計	25	1,689						1,689		1,689	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職	25	1,689						1,689		1,689	
	計	25	1,689						1,689		1,689	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>2</u> 7)	2,723	24,461	16,620	43,804	7,830	51,634	
補 正 前	(<u>1</u> 7)	1,718	24,461	16,387	42,566	7,830	50,396	
比 較	(<u>1</u>)	1,005		233	1,238		1,238	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	480	594	390		1,030		324	5,767	4,731	3,304	
	補 正 前	480	594	390		1,030		324	5,633	4,632	3,304	
	比 較								134	99		

ア. 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u> </u> 6)		21,981	14,360	36,341	6,740	43,081	
補 正 前	(<u> </u> 6)		21,981	14,360	36,341	6,740	43,081	
比 較	(<u> </u>)							

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	480	594	304		1,000		324	4,775	3,914	2,969	
	補 正 前	480	594	304		1,000		324	4,775	3,914	2,969	
	比 較											

イ. 会計年度任用職員 (単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>2</u> 1)	2,723	2,480	2,260	7,463	1,090	8,553	
補 正 前	(<u>1</u> 1)	1,718	2,480	2,027	6,225	1,090	7,315	
比 較	(<u>1</u> 1)	1,005		233	1,238		1,238	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			86		30			992	817	335	
	補 正 前			86		30			858	718	335	
	比 較								134	99		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 補正後 6 人 補正前 6 人 増 減 人 採用、退職の状況 採用 人 退職 人 計 人 会計間の異動 人
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分	行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令
令和6年1月1日現在	平均給料月額
	平均給与月額
	平均年令

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	国の制度 行政職
高 校 卒	166,600	166,600
大 学 卒	196,200	196,200

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数（人）	構成比（％）
令和6年6月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	()	()
	1	()	()
	計	()	()
令和6年1月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	()	()
	1	()	()
	計	()	()

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任	係長、主査	課長補佐	課長	部長

エ. 昇 給

区分			合計	代表的な職種	
				行政職	
補正後	職員数（ A ）（人）		6	6	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補正前	職員数（ A ）（人）		6	6	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2号給（人）			
		4号給（人）			
		6号給（人）			
		8号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{2.35}{4.50}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{2.35}{4.50}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{1.175}{2.250}$	$\frac{2.35}{4.50}$	有	

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 2 4 号

令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度～令和11年度	3,725
合 計		3,725

議案第 25 号

令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美浦村の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自治体クラウドサービス利用料	令和 7 年度～令和 11 年度	11,019 千円
配水場運転管理業務委託料	令和 7 年度～令和 9 年度	96,996 千円
検針業務委託料	令和 7 年度～令和 9 年度	44,498 千円

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第 26 号

令和 6 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自治体クラウドサービス利用料	令和 7 年度～令和 11 年度	4,965 千円
公共下水道・農業集落排水処理 施設維持管理委託料	令和 7 年度～令和 9 年度	189,420 千円
公共下水道・農業集落排水処理 施設汚泥処理業務委託料	令和 7 年度～令和 9 年度	148,500 千円

令和 6 年 6 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄